

公益社団法人 松阪青年会議所

庶務規程

第1章 目 的

(目 的)

第1条 本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめたる事務局、会計経理、慶弔、旅費に関する事項を規定する。

第2章 事 務 局

(事務局)

第2条 事務局は、専務理事が統括する。

(議事録)

第3条 総会及び理事会の議事録は専務理事、若しくは事務局担当者が整理し事務局にて管理するものとする。

(文書類の管理)

第4条 事務局は定款第58条に定める通り文書類を管理するほか、事業年度毎に次の分類に従い文書等を整理保存しなければならない。

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 本会議所の定款並び諸規程 | 永年保存 |
| (2) 総会及び理事会の議事録 | 永年保存 |
| (3) 本会議所内部の文書綴 | 3年間保存 |
| (4) 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴 | 1年間保存 |
| (5) 本会議所会報綴 | 永年保存 |
| (6) 事務局日誌 | 3年間保存 |
| (7) 受信発信簿 | 1年間保存 |
| (8) 前項に属さない文章 | 1年間保存 |

(備品管理)

第5条 事務局は備品台帳を整備し、出入を記載し、備品を完全に管理しなければならない

い。

第3章 会計経理

(諸帳簿)

第6条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次のとおりとする。

- (1) 帳簿（総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿）
- (2) 決算書類及び諸表（貸借対照表、損益計算書、事業報告書、監査報告書、財産目録等）
- (3) 伝票（入金伝票、出金伝票、振替伝票）

(金銭の出納)

第7条 金銭の出納は専務理事（又は総務委員長）が責任管理し次の証憑を揃えて起票し、期日順に整理するものとする。

- (1) 収入については発行した領収書控
- (2) 支出については受領した領収書
- (3) 領収書徴収不能のものについては、受領不能理由を記載した支払証明書

(出 納)

第8条 出納はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長印を使用する。

(予算の執行)

第9条 予算の執行は担当委員長の権限とする。執行にあたっては、計画を綿密にたて冗費を省き効果的に運用することに努め、単位事業が完了したときは、速やかに計算証憑及び関係書類を揃え捺印の上、理事長に提出しなければならない。

(決 算)

第10条 総務委員長は決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払勘定は原則としてそれぞれ担当の科目に振替え、関係帳簿を照合、且つ整理し、銀行預金残高証明書等証拠書類を整えなければならない。

(保 存)

第11条 関係諸帳簿は次の区分に従い、保存するものとする。

- (1) 決算書類 永年保存

(2) その他の会計書類 10年間保存

第4章 慶 弔

(慶 弔)

第12条 正会員の慶弔に関しては次の規準により慶弔金若しくは記念品を贈る。

(1) 出産祝金 5,000円

(2) 結婚祝金 5,000円

(3) 死 亡

(イ) 本人の死亡10,000円と供物

(ロ) 配偶者及び子の死亡 供物

(ハ) 両親の死亡 供物

(ニ) 同居の祖父母並びに兄弟姉妹の死亡 供物

(OB会員については、イ・ロ・ハの時 供物)

(4) 傷病見舞金3,000円相当額の物

(5) 災害見舞金5,000円以下

(6) 以下の外必要と認めた時理事会の協議により之を決定する。但し、急を要する場合に限り、理事長の判断により決定し、理事会に報告するものとする。

(7) 尚、青年会議所への返礼については一切不要のこととする。

(8) 会員は、この慶弔に該当する事項が発生したときは、速やかに事務局又は専務理事に届け出るものとする。

(9) この規程の改正は理事会の決議において行われるものとする。

第5章 登録剰余金等の処理

(登録料)

第13条 登録料のみを使用して事業を行い、剰余金または不足金が生じた場合は、次の通り処理をするものとする。

(1) 剰余金

(イ) 剰余金額が登録者一人当たり金500円以上の場合100円未満を切り捨て、残額を登録者に返還する。

(ロ) 剰余金が一人当たり金500円未満の場合登録者に返還せず、その金額を本会議所本会計へ繰入れる。

(2) 不足金

原則として、登録者から徴収する。但し、外部登録者の場合はこの限りでない。

第6章 旅 費

(公務出張)

第14条 理事長の命じた事務局員の公務出張に対しては次の通り旅費を支給する。

- (1) 目的地迄の往復普通料金相当額 (用務の都合により急行料金を加算する。)
- (2) 宿泊料は実費相当額

(出張旅費)

第15条 J C活動に関する出張旅費については原則として会員負担とする。

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は総会の決議において行われるものとする。

附 則

1. 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。